

令和8年度夜間誘客イベント開催等委託業務 仕様書

I 業務名

令和8年度夜間誘客イベント開催等委託業務

II 業務目的

本県で開催されるよさこい高知文化祭 2026（以下「文化祭」という。）の期間と冬場の閑散期に、「どっぷり高知旅キャンペーン」で焦点を当てている、「神楽」や「よさこい踊り」を披露するなど、本県の強みである「文化」をテーマに、観光客の皆様に楽しんでいただくとともに、夜の商店街で高知の食を味わっていただく企画を実施することで、本県への県外観光客の誘客と、ナイトタイムエコノミーを推進することを目的とする。

III 委託業務について

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、実施にあたっては、安全管理を徹底することとし、イベント開催時間中は受託者のスタッフが常時対応できるようにすること。

1 「よさこい高知 宵の舞 ～秋の陣～」運營業務

(1) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）におけるイベント関連業務

ア イベントの実施

(ア) 国民文化祭開催期間（令和8年10月24日（土）から12月6日（日））の金土日祝日及び11月2日（月）（計23日間）の17時から19時（予定）まで実施すること。

(イ) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）西側にステージを設置し、イベント開催のプログラムを企画・運営すること。ただし、ひろめ市場の休館日や別のイベントで使えない場合は近辺で別途会場を設けること。

(ウ) ステージ及び客席を配置すること。レイアウトにあたっては、周辺への音響に配慮すること。

イ ステージイベントの実施

期間中、以下の内容によりステージイベントを構成すること。ア、イについては原則必須とし、ウについては、受託者が適宜選定または募集を行い実施すること。

(ア) よさこい踊りの演舞を5チーム以上。

(イ) 地域の伝統芸能を1団体以上。

(ウ) その他、ステージプログラム。

ウ 物販コーナーの設置・運営

飲食類等を販売できるコーナーを設置・運営すること。なお、場所については、ひろめ市場前スペース内ではなく、近隣スペースで設けても構わない。物販の内容については、必要に応じてひろめ市場管理者と事前に調整を行うこと。

エ ステージ以外での誘客につながる企画の実施

フォトスポットの設置や、特別グッズの販売など、誘客につながる企画を実施すること。

オ 広告掲載等

(ア) チラシ 15,000 枚、ポスター 300 枚を作成すること。

(イ) 高知新聞において 10 月 18 日、半 5 段カラー（紙面指定なし）で広告を掲出すること。

(ウ) インターネットのランディングページを用意すること。

カ 日曜市の広報の実施

土曜日に限り、翌日の日曜日への誘客を促す広報を実施すること。

キ 「よさこい高知 宵の舞 ～冬の陣～」との連動性

冬の閑散期対策として実施する「よさこい高知 宵の舞 ～冬の陣～」への誘客に繋がるよう連動性を持たせた企画・広報等を実施すること。

ク インフォメーションの設置・運営

(ア) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）において、インフォメーション機能を設けること。

(イ) 期間 1 か月前から電話対応窓口を設置して、チラシやポスター等で、その窓口を案内すること。

(ウ) スタッフについては受託者が配置すること。

ケ 来場者アンケートの実施

会場において来場者アンケートを実施すること。なお、実施にあたってはアンケートの回答率を高めるための取組を行うこと。

(2) 高知城の夜間装飾業務

ア 高知城の夜間装飾の実施

(ア) 国民文化祭開催期間（令和 8 年 10 月 24 日（土）から 12 月 6 日（日））の金土日祝日及び 11 月 2 日（月）（計 23 日間）にて実施すること。

(イ) 高知城天守への入館を促すような夜間装飾（灯籠の設置、ライトアップ等）を実施すること。なお、高知の伝統文化（土佐和紙、土佐木材など）を用いた装飾も加えること。

(ウ) 実施にあたっては、高知城管理者と事前に調整を行うこと。

(エ) 設置物に伴う事故等に備え、必要な保険（賠償責任保険等）に加入すること。

(オ) 高知城の夜間開館については、委託者が別途高知城管理者と契約を行う。

イ 高知城の夜間装飾の設営、保守管理

(ア) 夜間装飾を設置するための準備として、必要な機材等を準備、設置すること。また、イベント期間中の夜間装飾のメンテナンス補修を行うこと。

(イ) 夜間装飾の実施に必要な電力は、原則発電機等の給電設備を使用すること。

ただし、設置場所などにより、やむを得ず発電機等での対応が難しい場合は委託者及び高知城管理者と協議のうえ別の手段を設けて構わない。なお、必要な機材等の準備や設置、メンテナンス補修についても、事前に委託者及び高知城管理者と調整を行い実施すること。

(ウ) 夜間装飾の窃盗・破損・落書き等が発生した場合は、受託者の責任で対応すること。

(エ) 管理・運営に必要なスタッフ、警備員及び管理者を配置すること。

ウ 高知城の夜間装飾にかかる問い合わせ窓口の設置

(ア) 夜間装飾に関する問い合わせに対応する窓口を設置すること。

(3) 文化祭と連動した企画の関連業務

ア 受託者が誘客及び長期滞在につながるようなよさこい高知文化祭と連動した効果的な企画を提案し、協議を踏まえて実施すること。

(4) 夜の商店街への誘客に繋がる企画の関連業務

ア 受託者がイベント参加者の消費（10月24日（土）から12月18日（金）まで）を促す効果的な施策を提案し、協議を踏まえて実施すること。なお、案内だけでなく、実際に夜の商店街のお店への誘客に繋がる企画を検討すること。

例) ランチパスポートの「夜」版、龍馬パスポートのエリア（商店街）限定版、商店街ドリンクラリー、割引クーポンなど

(5) 高知市以外への周遊や宿泊を促す企画の関連業務

ア 受託者が効果的な施策を提案し、協議を踏まえて、実施すること。

2 「よさこい高知 宵の舞 ～冬の陣～」運營業務

(1) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）におけるイベント関連業務

ア イベントの実施

(ア) 令和9年1月9日（土）から1月31日（日）の23日間実施し、土日祝日は16時から19時のうち2時間程度、平日は17時30分から19時（予定）までとする。

(イ) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）西側にステージを設置し、イベント開催のプログラムを企画・運営すること。ただし、ひろめ市場の休館日は近辺で別途会場を設けること。

(ウ) ステージ及び客席を配置すること。レイアウトにあたっては、周辺住民への音響に配慮すること。

イ ステージイベントの実施

期間中毎日、以下の内容によりステージイベントを構成すること。ア、イについては原則必須とし、ウについては、受託者が適宜選定または募集を行い実施するこ

と。

(ア) よさこい踊りの演舞を土日祝日は5チーム以上、平日は2チーム以上。

(イ) 地域の伝統芸能を1団体以上。

(ウ) その他、ステージプログラム。

ウ 物販コーナーの設置・運営

飲食類等を販売できるコーナーを設置・運営すること。なお、場所については、ひろめ市場前スペース内ではなく、近隣スペースで設けても構わない。また、物販の内容については、ひろめ市場管理者と事前に調整を行うこと。

エ ステージ以外での誘客につながる企画の実施

フォトスポットの設置や、特別グッズの販売など、誘客につながる企画を実施すること。

オ 広告掲載等

(ア) チラシ15,000枚、ポスター300枚を作成すること。

(イ) 高知新聞において1月3日、半5段カラー（紙面指定なし）で広告を掲出すること。

(ウ) インターネットのランディングページを用意すること。

カ インフォメーションの設置・運営

(ア) ひろめ市場前スペース（よさこい広場）において、インフォメーション機能を設けること。

(イ) 期間1か月前から電話対応窓口を設置して、チラシやポスター等で、その窓口を案内すること。

(ウ) スタッフについては受託者が配置すること。

キ 来場者アンケートの実施

会場において来場者アンケートを実施すること。なお、実施に当たってはアンケートの回答率を高めるための取組を行うこと。

(2) 高知城の夜間装飾業務

ア 高知城の夜間装飾の実施

(ア) 高知城天守への入館を促すような夜間装飾（灯籠の設置、ライトアップ等）を実施すること。

(イ) 実施にあたっては、高知城管理者と事前に調整を行うこと。

(ウ) 設置物に伴う事故等に備え、必要な保険（賠償責任保険等）に加入すること。

(エ) 高知城の夜間開館については、委託者が別途高知城管理者と契約を行う。

イ 高知城の夜間装飾の設営、保守管理

(ア) 夜間装飾を設置するための準備として、必要な機材等を準備、設置すること。また、イベント期間中の夜間装飾のメンテナンス補修を行うこと。

(イ) 夜間装飾の実施に必要な電力は、原則発電機等の給電設備を使用すること。

ただし、設置場所などにより、やむを得ず発電機等での対応が難しい場合は委託者及び高知城管理者と協議のうえ別の手段を設けて構わない。なお、必要な機材等の準備や設置、メンテナンス補修についても、事前に委託者及び高知城管理者と調整を行い実施すること。

(ウ) 夜間装飾の窃盗・破損・落書き等が発生した場合は、受託者の責任で対応すること。

(エ) 管理・運営に必要なスタッフ、警備員及び管理者を配置すること。

ウ 高知城の夜間装飾にかかる問い合わせ窓口の設置

(ア) 夜間装飾に関する問い合わせに対応する窓口を設置すること。

(3) 高知の伝統文化および食文化を体験できる企画の関連業務

ア 受託者が高知の伝統文化（土佐和紙、土佐打刃物など）を体験できる企画を提案し、協議を踏まえて実施すること。なお、毎日開催する必要はなく、期間中2回以上とする。また、開催日は誘客が期待できる土曜日を想定。

イ 受託者が高知の食文化（おきやく文化、田舎寿司など）を体験できる企画を提案し、協議を踏まえて、実施すること。なお、毎日開催する必要はなく、期間中2回以上とする。また、開催日は誘客が期待できる土曜日を想定。

(4) 夜の商店街への誘客に繋がる企画の関連業務

ア 受託者がイベント参加者の消費（1月9日（土）から1月31日（日）まで）を促す効果的な施策を提案し、協議を踏まえて実施すること。なお、案内だけでなく、実際に夜の商店街のお店への誘客に繋がる企画を検討すること。

例) ランチパスポートの「夜」版、龍馬パスポートのエリア（商店街）限定版、商店街ドリンクラリー、割引クーポンなど

(5) 高知市以外への周遊や宿泊を促す企画の関連業務

ア 受託者が効果的な施策を提案し、協議を踏まえて、実施すること。

3 その他

(1) 本委託業務を実施するにあたり、委託者、高知県、高知市、公益財団法人高知県観光コンベンション協会などの関係者と十分な連携を行うこと。

(2) 本委託業務の実施に当たっては、運営マニュアルを作成すること。

(3) 本委託業務の実施に当たり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成提出等の業務は受託者が行うこと。

(4) 雨天時の突発的なトラブル時の対策など、関係者間で情報共有が出来るように危機管理体制を確立すること。

(5) 事業の実施に当たっては、契約日から1週間以内に、運営体制図と事業計画書

を作成し、委託者に提出すること。また、委託者からの求めに応じて、業務計画の進捗状況を都度報告すること。

- (6) Ⅲの委託業務ごとに、業務の実施内容と記録写真などによって本仕様書で定めた業務の履行が確認できるようにしたものを業務完了報告書として取りまとめ、電子媒体（CD 又は DVD）と共に紙媒体でも納品すること。
- (7) 本委託業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議のうえ定めること。

IV 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで